

国有林野の管理経営に関する法律施行規則(抄)
(昭和二十六年六月二十三日農林省令第四十号)

第一章の三 調査業務の委託

(記号の表示)

第十条 法第六条の五第一項第二号の農林水産省令で定める記号(以下単に「記号」という。)は、別記様式によるものとする。

(極印の使用及び管理)

第十条の二 法第六条の五第一項の指定調査機関(以下単に「指定調査機関」という。)は、次の各号に掲げる同項の調査業務(以下単に「調査業務」という。)を行う国有林野の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者より貸与を受けた極印を使用して記号の表示をしなければならない。

- 一 森林管理局の管轄区域内にある国有林野(次号及び第三号に掲げる国有林野を除く。) 森林管理局長
- 二 森林管理署の管轄区域内にある国有林野(次号に掲げる国有林野を除く。) 森林管理署長
- 三 森林管理署の支署の管轄区域内にある国有林野 森林管理署支署長

第十条の三 記号の表示は、次の各号に掲げる伐採(売払いに係るものを含む。以下この条において同じ。)の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める箇所に行う。

- 一 皆伐又は皆伐に準ずる伐採方法 伐採の対象となる区域の外縁に位置する樹木の根際
- 二 前号以外の伐採方法 伐採すべき樹木の根際

第十条の四 指定調査機関は、記号を誤った箇所に表示したときは、その表示してある箇所と同じ箇所に抹消の表示をしなければならない。この場合においては、第十条の二の規定を準用する。

第十条の五 記号の表示に使用する印肉は、黒肉とする。ただし、前条の場合においては、朱肉とする。

第十条の六 指定調査機関は、第十条の二各号に掲げる国有林野ごとに、極印の管理を適切に行わせるため、極印管理責任者を置かなければならない。

第十条の七 第十条の二の極印は、極印管理責任者又は極印管理責任者の命を受けた者でなければ使用することができない。

2 前項の極印管理責任者の命を受けた者は、極印の使用後速やかに当該極印を極印管理責任者に返還しなければならない。

第十条の八 指定調査機関は、調査業務を完了したときは、第十条の二の極印を当該極印の貸与を受けた森林管理局長、森林管理署長又は森林管理署支署長に返納しなければならない。

(指定の申請)

第十一条 法第六条の五第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣（調査業務を行う区域が一の森林管理局の管轄区域を超えない場合にあつては、森林管理局長。以下この章において同じ。）に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所
 - 二 調査業務を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 調査業務を行う区域
 - 四 調査業務を開始しようとする年月日
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
 - 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
 - 五 役員の氏名及び経歴を記載した書類
 - 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
 - 七 現に行っている業務の概要を記載した書類
 - 八 調査業務の実施の方法に関する計画及び調査業務に係る技術的能力を有する職員の配置に関する事項を記載した書類
 - 九 その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第十二条 指定調査機関は、その名称若しくは住所、調査業務を行う事務所の名称若しくは所在地又は調査業務を行う区域を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定調査機関の名称若しくは住所、調査業務を行う事務所の名称若しくは所在地又は調査業務を行う区域
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規程の記載事項)

第十三条 法第六条の九第二項の業務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 調査業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 調査業務の実施の方法に関する事項
- 三 調査業務に関する書類の保存に関する事項
- 四 その他調査業務の実施に関し必要な事項

(業務規程の認可の申請)

第十三条の二 指定調査機関は、法第六条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る業務規程を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 指定調査機関は、法第六条の九第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
 - 一 変更しようとする事項
 - 二 変更しようとする年月日
 - 三 変更の理由

(事業計画等の認可の申請)

第十三条の三 指定調査機関は、法第六条の十第一項前段の認可を受けようとするときは、申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、法第六条の十第一項後段の認可について準用する。

(帳簿の記載事項)

第十三条の四 法第六条の十一第一項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 調査業務を行った国有林野を管轄する森林管理局、森林管理署又は森林管理署の支署の名称及び当該国有林野の位置
- 二 調査業務を行った年月日
- 三 調査業務の結果
- 四 調査業務を行った者の氏名

(帳簿の備付け方法等)

第十三条の五 法第六条の十一第一項の帳簿は、調査業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から五年間保存しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第十三条の六 指定調査機関は、法第六条の十四の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止しようとする調査業務の範囲
- 二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間
- 三 休止又は廃止の理由

(権限の委任)

第四十七条 法第一章の三(第六条の五第一項第二号を除く。)の規定による農林水産大臣の権限のうち、調査業務を行う区域が一の森林管理局の管轄区域を超えない指定調査機関に関するものは、森林管理局長に委任する。